（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和３年１１月１０日作成）

| | |
|---|---|
| 法　令　名 | 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 |
| 根拠条項 | 第 13 条第 1 項 |
| 許認可等の種類 | 地域経済牽引事業計画の承認 |
| 法令の定め | 第十三条<br>促進区域内において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、地域経済牽引事業に関する計画（以下、「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、当該促進区域を管轄する都道府県知事（中略）の承認を申請することができる。（以下、略）<br>（申請書等）<br>・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令（平成二十九年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号） |
| 審査基準 | 地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン |
| 標準処理期間 | 総　期　間　　1 ~~日・~~月　~~（注：休日は含まない。）~~<br>経由機関　　日・月　（　　）<br>協議機関　　日・月　（　　）<br>処分機関　　日・月　（　　） |
| 処分担当課 | 経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係（電話番号：011-204-5328） |
| 申　請　先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備　　考 | （公表アドレス：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/kigyorichi_chiikimiraihou.html） |